

高等教育の修学支援新制度

【高等教育の修学支援新制度】

意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよ

う、令和2年4月から開始された国による新しい制度です。

福山平成大学は、本制度の対象校として認定されています。

① 対象大学における授業料等の減免

② 日本学生支援機構から給付奨学金の支給

申込資格・基準はこちら

住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生で、かつ所定の対象要件（学業基準・家計基準）に該当する学生。

進学資金シミュレーターをご活用ください。

お手元に詳細な情報を用意されなくても、対象になりそうかどうかを大まかに調べることができます。

○高等教育の修学支援新制度

令和5年度提出 期間要件更新確認申請書

令和4年度提出 機関要件更新確認申請書

令和3年度提出 機関要件更新確認申請書

令和2年度提出 機関要件更新確認申請書

令和元年度提出 機関要件確認申請書

【新型コロナウイルス感染症による家計急変】

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

詳しくは以下ホームページをご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援

(日本学生支援機構ホームページ)

○新型コロナの影響を受けた学生等の経済支援

(文部科学省ホームページ)

問い合わせ窓口：学務部学生課（Tel084-972-5001 内線2113、2116）